

に関する具体的な前進の加速を核兵器国が誓約していることを想起し、核兵器国が自国の誓約の実施を加速させるためにあらゆる措置をとることを求める。

5. 配備・非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じたものを含め、削減し究極的に廃棄するためのいっそうの努力を行うとの誓約を果たすよう核兵器国に求める。
6. 2010年NPT再検討会議が、核兵器国による核兵器の開発及び質的改良の制限ならびに先端的な新型核兵器の開発中止に対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に求める。
7. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画にしたがい、それぞれの国でもはや軍事的に不要と判断されたすべての核分裂性物質を不可逆的に撤去するためのさらなる措置を講じることを奨励する。また、国際原子力機関(IAEA)の文脈で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めを前進させることを支援し、よってそのような物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画外に置かれることを確実にするよう求める。
8. すべてのNPT加盟国が、1995年再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて取り組むことを求めるとともに、2010年再検討会議において1995年決議の完全履行につながる過程における具体的措置が支持されたことを認識する。また、現在までに払われた諸努力に留意しつつも、これらの措置が不履行であることに深刻な

懸念を表明する。

9. 核軍縮及び核不拡散の達成におけるNPTの基盤的役割を強調するとともに、すべての加盟国がNPT普遍化に向けたいかなる努力も惜しまないことを求める。またこれに関連して、インド、イスラエル、パキスタンに対し、即時かつ無条件に、非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核施設をIAEA保障措置下に置くことを求める。
10. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的な方法で朝鮮半島の非核化を達成することをめざし、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を約束した2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置合意*を遵守するよう要請するとともに、6か国協議への確固たる支持を再確認する。
11. すべての加盟国が、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している国際的な軍縮機関の内部における障害を乗り越えるために協働し、2010年再検討会議の行動計画の中でジュネーブ軍縮会議(CD)に言及した3つの具体的な勧告を速やかに履行するよう要請する。また、今一度ジュネーブ軍縮会議に対し、多国間交渉を通じたものを含め、核軍縮の課題を前進させるための実質的作業を遅滞なく開始するよう要請する。
12. 核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画の行動5に明記された約束事項の履行に関する具体的かつ詳細な情報をもって、2015年再検討会議第3回準備委員会に提出した報告書を補完することを要請する。
13. 核兵器国が、標準化された精緻な

報告様式を通じたものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、自国の核軍縮誓約を質的にも量的にも履行することを要請する。これは、核兵器国間のみならず核兵器国と非核兵器国との間の信用性、信頼性を向上させ、持続可能な核軍縮に貢献するものとなる。

14. すべてのNPT加盟国が、2010年再検討会議行動計画におけるあらゆる要素を遅滞なく履行し、よって条約のすべての柱にわたって前進を図ることを求める。
15. 加盟国に対し、国連総会決議1(1)及びNPT第6条の精神と目的にしたがい、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を遅滞なく誠実に追求するよう要請する。また、その目的のために、第6条が描き、要求している効果的な措置を詳細に検討するための諸オプションを、2015年再検討会議において探求することを加盟国に要請する。
16. 2015年再検討会議が、1995年、2000年、2010年再検討会議でなされた誓約や合意された行動に基づく一連の追加的措置に合意し、条約の目標と目的を前進させることを求める。
17. 第70回国連総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。
(翻訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

【資料2】第69回国連総会・日本提出決議「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」(全訳)

2014年10月16日、A/C.1/69/L.36

アフガニスタン、オーストラリア、オーストラリア、ベルギー、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イラク、イタリア、日本、カザフスタン、ラトビア、レソト、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、トルコ、英国、米国共同提出決議

総会は、

すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界の達成をめざして、核兵器の全面的廃絶に向けたさらなる実際的かつ効果的な措置をとることの必要性を想起し、また、これに関した団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の究極の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2013年12月5日の決議68/51を想起し、

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上的結末をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国が、いかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再

確認するとともに、核戦争を回避するためにあらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上的結末への理解が十分になされるべきであり、関連してそうした理解を増幅するための努力がなされるべきであることに留意し、

(中略)

朝鮮民主主義人民共和国が実施した核実験、弾道ミサイル技術を用いての発射行為、ならびに同国が継続している核及び弾道ミサイル開発計画を最も強い言葉をもって非難するとともに、2005年の6か国協議共同声明を履行し、2006年10月14日の国連安保理決議1718、2009年6月12日の同決議1874、2013年1月22日の同決議2087、2013年3月7日の同決議2094

を完全に遵守することの重要性を認識し、とりわけこれらの決議が同国に対しすべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、あらゆる関連活動を即時中止し、いかなる核実験の実施をも今後行わないことを要求していることに留意し、この観点から同国のウラン濃縮及びプルトニウム生産計画、ならびに軽水炉建設、さらには5メガワット黒鉛減速炉及び濃縮関連活動を含む寧辺の核施設の再調整及び再稼働に向けた動きに懸念を表明し、同国がNPTの下での核兵器国の地位を持ち得ず、いかなる状況においても核兵器の保有を認められないことを強調し、

1. すべてのNPT加盟国が条約の全条項に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. 効果的な条約再検討プロセスの重要性を強調する。また、すべてのNPT加盟国が力をあわせることにより、2015年再検討会議において条約体制を首尾よく強化し、条約の3本柱のすべてにわたり、2010年再検討会議で合意された行動計画を前進させるよう求める。
3. NPTの普遍化が死活的に重要であることを再確認する。また、すべてのNPT未加盟国に対し、即時かつ無条件に非核兵器国として加盟するとともに、同条約に加盟するまでの間、同条約のすべての条項を遵守し、同条約を支持する実際的な措置をとるよう求める。
4. すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自国の保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
5. 核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは多国的措置を通じて、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器の削減し、究極的に廃棄していくために、さらなる努力を講じるよう求める。
6. 核軍縮及び不拡散のプロセスにおいて、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
7. 核軍縮ならびに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通じた信頼の増進が重要であることを強調する。また、2000年再検討会議の最終文書に明記された、核軍縮につながる措置に関する具体的な前進を、国際の安定、平和、そしてすべてにとって強化され、減じない安全を促進する形で加速させるということを、2010年NPT再検討会議にお

いて核兵器国が誓約したことの重要性を強調する。

8. 5核兵器国が、直近では2014年4月に北京で、次回は2015年初頭にロンドンで、透明性及び信頼醸成措置としての定期会合を開催したこと、ならびに、核兵器国及びその他のNPT加盟国が2015年再検討会議に向けた第3回準備委員会において報告書を提出したことを歓迎する。また、核兵器国及びその他のすべてのNPT加盟国が、2010年再検討会議で採択された行動計画の履行に関する報告を継続し、いっそう強化することを求める。
9. また、ロシアと米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関する条約の履行に取り組んでいることを歓迎するとともに、両国に対し、保有核兵器のさらなる削減の実現に向けた後継措置の議論を引き続き行っていくことを奨励する。
10. 包括的核実験禁止条約^{*}を未だ署名、批准していないすべての加盟国に対し、同条約の早期発効と普遍化に向けて、可能な限り早期に同条約を署名、批准するよう要請し、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調し、同条約遵守を保証するために重要な貢献をなすとみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。
11. ジュネーブ軍縮会議において、核兵器あるいは他の爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約に関する交渉を速やかに開始し、1995年3月24日のCD/1299文書及びそこに含まれる任務に基づき早期に締結するよう繰り返し要求する。また、そうした交渉が未だ開始されていないことを遺憾とし、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持するよう求める。
12. いくつかの核兵器国が既に実施している関連措置を歓迎するとともに、核兵器国に対し、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をいっそう低下させるための措置を講じるよう求める。
13. あらゆる軍事や安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割及び重要性をいっそう低下させるために、核兵器国が即時に取り組むことを求める。

14. 核兵器国から非核兵器国が明確かつ法的拘束力のある安全の保証を受けることは核不拡散体制の強化につながるものであり、そのことに対する非核兵器国の正統な関心を認識する。

15. 各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984を想起し、すべての核兵器国が安全の保証に関する既存の誓約を全面的に尊重することを求める。

16. 地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針^{*}に従い、適切な地域にさらなる非核兵器地帯を設立することを奨励するとともに、核兵器国が、消極的安全保証を盛り込んだ関連議定書に署名、批准することによって、そのような地帯の地位に関して、また、当該条約の加盟国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという、法的拘束力のある個別の誓約を行うことができると認識する。また、これに関連して、2014年5月6日に5核兵器国が中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名したことを歓迎する。

17. 中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に対する支持を再確認し、すべての中東国家の参加の下、地域の関係諸国の自由意思で合意された取り決めに基づく同地帯を設立するためのヘルシンキ会議ができるだけ早期に首尾よく開催させることを求める。

18. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、今後いかなる核実験も行わないよう、また、2005年9月19日の6か国協議共同声明における同国の誓約、ならびに関連する安保理決議に基づく諸義務を完全に遵守するよう要請する。

19.～23. (略)

24. 核軍縮と不拡散の促進において市民社会が果たす建設的役割を称賛し、またいっそう奨励し、全加盟国が市民社会と協力して軍縮・不拡散教育を促進することを奨励する。これらは、とりわけ、核兵器使用の悲劇的結末に対する一般市民の意識を喚起し、核軍縮・不拡散促進のための国際的努力の気運を高めることに貢献する。

25. (略)

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。
(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA))